

狭山台北小学校の跡利用方針

1 跡利用の基本方針

- (1) 校舎については、全市的な視点に立って、行政施策を推進するための施設として活用する。
- (2) 学校は地域の拠点として、地域コミュニティに果たしてきた役割が大きいため、校舎については地域の利用を考慮した活用を図る。
- (3) 体育館及び運動場については、校舎を利用する各機関の共有スペースや地域への開放スペースなどとして、多目的な活用を図る。
- (4) 校舎、体育館、運動場については、引き続き災害時の避難場所として利用する。
- (5) 校舎等の改修は、現状の機能や教室配置等を最大限活かすことを基本に、必要最小限に留める。
- (6) 校舎等の改修にあたっては、関係法令を順守するとともに、利用者にとって安全で快適な施設となるように努める。
- (7) 本跡利用方針に沿って、跡利用計画を策定し、これに基づき跡利用を図る。

2 校舎等の具体的活用方針

(1) 校舎

1) 普通教室棟、特別教室棟

通所型介護予防スペース（元気アップ教室ちゃきちゃき倶楽部）

介護保険法に基づき、要介護・要支援状態の予防、軽減、悪化の防止を目的とした事業を実施。

（狭山台北小学校の普通教室1階に既設。）

高齢者活動支援スペース（社団法人狭山市シルバー人材センター）

就業やボランティア活動をはじめ、様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を支援。

（新狭山地区からの移転。）

障害者活動支援スペース（工房夢来夢来）

在宅の身体障害者が、ボランティアの協力のもと、作業等を通じて、自立と社会参加及び相互交流することを支援。

（狭山台南小学校内からの移転。）

（仮称）狭山元気大学

「元気な狭山」の実現を目指して、地域を担う人材を育成するための、教育・学習事業と、その成果を社会に活かすための支援を実施。

地域利用スペース

地域におけるコミュニティ活動の場としての利用。

2) 管理・普通・特別教室棟

狭山市医師会立狭山准看護学校（予定）

学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、准看護師の資格の取得に必要な教育を行う准看護師養成学校。

（入間川地区から移転。）

（2）体育館

校舎を利用する各機関の共有スペース、地域への開放スペース等としての利用

（3）運動場

校舎を利用する各機関の共有スペース、地域への開放スペース等としての利用

3 今後のスケジュール

平成21年度	跡利用計画の策定
平成22年度	校舎等の改修設計 建築審査会の審査
平成23年度	校舎等の改修工事の実施
平成24年度	利用開始